

令和8年度第5回

三種町農業委員会総会議事録

会期：令和8年8月10日

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月10日(月) 午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣		
3	檜森 茂樹	14	田中 武晴
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
		18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	佐藤 久男
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11	佐々木 亨	22	豊田 實

4. 欠席委員 ー

5. 欠番委員 7番 13番

6. 事務局職員	事務局長	内藤 英子
	専門監	小松 仁
	主事	鴨田 翔太郎

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定(所有権移転)について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権移転)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について

協議第2号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の
解約について

報告第2号 町外農地の権利移動について

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和8年度第5回三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、会議の進行にご協力下さいませようよろしくお願いします。 ただ今の出席委員は、20名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和8年度 第5回 三種町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。 議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 19番 佐藤 久男 委員、20番 児玉 校也 委員の両名をお願いします。
議 長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております「農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について」他、3件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)(案)に対する意見聴取について」他、1件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」他、1件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。 日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。 日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議 長	それでは、議案第1号についての質疑を受け付けます。 議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 16番。

	す。
議 長	挙手多数と認め、議案第2号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第3号の質疑を受け付けます。 議案第3号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第3号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、議案第4号の質疑を受け付けます。 議案第4号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、議案第4号は、原案のとおり決定します。
議 長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）（案）」に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	本案件については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定において市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において、市町村が農用地利用集積等促進計画作成にあたり必要があると認める時は農業委員会の意見を聞くものとするとなっていることから、意見聴取を求めるものです。 また、本件は10月の総会の議案となる予定ですので、委員の皆様からご意見をいただきますようお願いいたします。以上です。
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。

議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	続いて、協議案件第2号の「農用地利用集積等促進計画(利用権設定)(案)に対する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	協議案件第2号のNo.1からNo.33までは、先月の総会で保留になった案件でございます。[REDACTED] [REDACTED] 前回の総会でも説明しましたが本案件中No.2で契約者[REDACTED]借受人[REDACTED]となっておりますが、中間管理機構を経由した促進計画となるためです。[REDACTED]ご承知ください。 また、No.33、No.34は所有者不明農地であり、所定の手続きを経て中間管理機構から借り受けるものであります。 本件は10月の総会の議案となる予定ですので、委員のみなさまからご意見いただけますようよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
10番 近藤 委員	10番。
	先月も出た協議案件です。今回、前回と変わったところは29ページをご覧ください。[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

	進むことになります。基盤整備事業は大賛成なんですが、やはりこれを成し遂げるためには様々な問題をクリアしていかなければいけない。 まず、工事前はおそらく、 で19ヘクタールの田んぼ。小さな細かい田んぼをやることは不可能だと思いますので、今までどおり、私たち地権者も耕作するという形で進めていくことになりました。問題は、その後、工事後どうなるかというところは、一 вол乱も二 вол乱もあるのではないかなと思っています。
議 長	他にありますか。 12番。
12番 近藤 委員	1つ質問ですけども、今回やるところの名前がこの名前なんですよね。集落の下というか、舗装の下というか。赤川堤の方は、まだということなんですよね。
10番 近藤 委員	そうです。そちらの方もやりたいと思っているようですが、まだそちらの方には、全然踏み込めていない状態です。名前は、赤川地区基盤整備事業になっていますけども、実際の場所は、十二林とか宮ノ目、白鳥、宮ノ目下川原この4つです。
議 長	3番。
3番 檜森 委員	これ土地改良区が事業主体ですか。下岩川土地改良区。
10番 近藤 委員	はい。そうです。
議 長	他にありますか。

議 長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議 長	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
議 長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議 長	無いようですので、「その他」に入ります。 事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。 事務局。
事務局	令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案の決定について皆様と協議したいということで、事前に6件の提案書をお配りしております。県大会へ提出できる件数が三種町としては1、2件程度を提出したいと考えておりますので、皆様と本日協議して決定したいと思います。事前に配布しておりますが、概要として説明したいと思います。 ①番でございます。農業農村整備事業(基盤整備)の円滑化および推進体制の強化についてという題名でございまして、提案内容としましては、3ページ目になります。「10年という歳月」を「農業経営の持続性に対するリスク」と位置づけ、上記課題を解決するため、国・県・市町村に対し、以下の通り強力な支援と主導を求めますということで、推進体制の抜本的見直しということで、基盤整備事業の計画段階から、国・県・市町村がより強力に主体として関与し、事務手続きの簡素化および合意形成に向けた専門的なサポート体制を強化してほしいということと、事業期間の短縮、現場の調整コストを軽減するための技術的支援や、事業認定要件の柔軟な運用により、事業期間の劇的な短縮を図ってほしいということが政策提案の1番目の主なところでございます。 ②番でございます。農業農村整備対策の促進(圃場整備事業の採択要件見直しと予算確保)についてというところになっております。5ページ目を見ていただきますと、提案につきましては、採択要件の見直しということで、地域実態への適合、高収益作物への転換のみを重視するのではなく、大豆や飼料用作物などの、土地利用型作物を含めた、地域の実態に即した営農計画でも圃場整備事業が採択されるよう、採択要件を柔軟に見直してほしい。次に予算確保と早期着手、特別枠の設定ということで、農業構造転換集中対策期間において措置される予算について「特別枠」を確保し、採択要件や地域の実態を十分に加味した上で、圃場整備事業の早期採択、早期着手ができる仕組みを構築してほしいという提案内容でございます。 ③番でございます。農業生産資材等高等対策の充実についてという内容でござ

ざいます。7ページ目をご覧ください。提案につきましては、資材価格連動型米価制度の創設、農業資材価格の変動を考慮した米価算定基準を導入し、農家の収益性を確保してほしい。農業資材購入補助金の増額、高騰した資材費の負担軽減を目的とした補助金を拡充。特に肥料や飼料の購入に対する補助率を引き上げてほしい。地域資源活用型資材開発の支援、秋田県内の資源を活用した肥料や飼料の研究開発を支援し、県内農業の自立性を向上させてほしい。というところでございます。

④番でございます。新規就農に係る予算の確保と拡充についてという政策提案でございます。10ページ目の提案内容でございますけれども、特別枠予算の確実な確保と大幅増額、農業構造転換集中対策期間(令和7年度からの5年間)の特別枠予算を最大限活用し、新規就農支援の財源を十分に確保してほしい。資金交付要件の緩和と実態に即した見直し、希望する新規就農者が確実に資金(就農準備資金・経営開始資金等)を活用できるよう、年齢制限の柔軟な対応(引上げ等)や、物価高騰を反映した交付額の引き上げを行ってほしい。初期投資負担の抜本的軽減、数千万から億単位に及ぶ施設・機械導入の初期投資に対し、国・県の上乗せ補助や無利子融資制度を拡充し、自己負担を最小限に抑える仕組みを構築してほしい。これが④番でございます。

⑤番でございます。所有者不明農地対策の推進についてというタイトルでございます。13ページ目をご覧ください。提案内容でございます。圃場整備事業の支障となる所有者不明農地等について、供託等を活用できる範囲や要件を大幅に緩和してほしい。供託に至るまでの探索義務の軽減や、裁判所・行政手続の簡素化・迅速化を図り、農業委員会や事業主体の事務負担を軽減してほしい。事業区域内に「虫食い状態」の農地を残さず、区画の連続性を確保した一体的な圃場整備を可能とするための新たな特例措置や法整備を行ってほしい。というところでございます。

最後に、⑥番でございます。農地パトロールにおける有害鳥獣被害対策についてというところでございます。16ページ目でございますけれども、提案内容でございます。委員の安全確保とパトロール業務の完遂に向けて、以下の対策を講じるための予算措置及び体制構築を提案するということで、熊対策の専門研修の実施、専門家を招き、クマの生態に関する知識や、遭遇時の適切な対応方法、装備品の正しい使い方を学ぶ研修を全委員対象に定期開催してほしい。必携品(安全装備)の公費購入と配備、「熊よけスプレー」「熊鈴」「ホイッスル」などを農地パトロールの必携品と位置づけ、公費で購入のうえ各委員に配備してほしい。安全確保のための運用ルール策定、出没多発地域における複数人体制での見回り義務化や、出没情報共有システム(クマダス等)を活用した直前情報の確認フローを構築してほしい。という内容の6件でございます。

ただいまの6件の中から、今年度、どの提案を件に提出すべきか皆様のご意見を伺いたいと存じます。もし、重要性や緊急性の高いもの、町内の農業者が特に直面している課題についてご意見いただければここから選んでいきたいと

議 長	思いますので、ご意見よろしく願いいたします。 5番
5番 相澤 委員	質問といいますか、意見を聞きたいんですけども、③番の農業生産資材高騰対策の中に提案という項目で、県内の資源を活用した肥料や飼料の研究開発を支援するということで、県内の資源といっても、どういうものかなと思ひまして、肥料にしても何にしても、ほとんどが輸入品で作られるものだと思ひは思っていたんですけども、この中に県内資源を活用するということで、確かにコストも低くなって、良いことだけれども、現実的にあるのかなと疑問に思ひましたので質問させてもらひました。
議 長	1番。
1番 渡部 委員	下水道の汚泥を使うというのがありまして、山形でしっかり使われています。そして、秋田の場合、全県一区が鉾山で鉾毒が入るということで、前はほとんど、使えなかったんですが、今は、県立大の先生方をお願いして、分析して、農作物にも使えるということになっているはずで。山形は、その汚泥を使った肥料で成功しているという話を聞きました。
5番 相澤 委員	地域性から行くと山形も似たようなものだと思うので、現実的に秋田県と似ているから可能性はあるということなんですね。ありがとうございます。
議 長	10番。
10番 近藤 委員	①番から⑥番までとは少し関係ないかもしれませんが、もし関わるすれば、①番に関わると思うんですが、先ほどの33名の私たちの土地所有者、地権者の中に、まず40代が1人、50代が2人、 さんの さんも入れると40代が2人になります。若い農業者が居るんです。今回の個人持ち出しゼロの基盤整備だと、中心経営体が今60代で、法律的にホワイトでやるとすれば、その人1人なんです、この40代2人、50代2人が農業を離れていこうという気持ちなのか、あるいはこれからも続けたいと思っているのか、と言われると、続けたいと思っているんです。こういう人たちを農業者として生かさないと日本の農業は崩壊すると思います。こういう人たちに話を聞けば、会社を60歳でやめて、できれば10町歩やりたいと。夢を持っているんです。ですが、今の現実の基盤整備だと、それができない。結局、農業をやりたいくても離れなくてはならない。そういう日本の農業なんですね今は。だから、そういう人たちを生かすような基盤整備を進めていけたらなと思っております。若い人たちがたくさん関わっています。

議 長	他にありますか。 6番。
6番 関 委員	①番に対してなんですけども、以前、 の人が来て、質問したとき、土側溝にコンクリートで枠打ってくれないかと言ったら、「すぐできますよ。」と、基盤整備やった場所であればすぐ治せますよということでした。そんなことやっていたら、どうせ一部分が排水不良になりますよね、田んぼって、排水溝って、そうすれば、そっちの人半分しかやらないってどうなのって思っていて、訳わからないなと思っています。前、うちの方の土地改良区で、基盤整備やろうとしたんですけども、前に事業を活用しているからだめだよって言われて、そんなことしていたら、前の1反歩、2反歩田のところを大きい田にはできないじゃないかと思う。そういうのも、撤廃してほしいなと思う。どうせ、もう何十年も前にやっていることで、耐用年数が経っていて効かないところもいっぱいあるなと思っていますということです。 あと、③番のところなんですけども、ヨーロッパ式の、例えば今、米価下がってきていて、18,000円なり20,000円とか聞こえてきていますけども、そこ、国で、農家も一生懸命やっているのですから、このくらいの単価で買って、それ以上であつたら払わないけど、それ以下であれば、国が補填しますよみたいな、形のものやってほしいなと思っています。例えば、22,000円なり単価を設定していて、それ以上に、市場が高くなれば、それは払わないよと、ただ、21,000円や20,000円になった時、2,000円分は補填しますよ。みたいなものです。その額に合わせてやってくれれば、農家って、投資とかであれば来年の目途付きますよね。毎年、今年はいくらなるんだろと、機械はどうしようとか思ってしまうところが、私はあるので、そういうところが不安定で、明るくないなと思っていますので、③番も重要かなと私は思っています。以上です。
議 長	他にありますか。 事務局。
事務局	そうすれば、①番か③番で行きますか。2つにしますか。
1番 渡部 委員	他の市町村は、2つくらいあげてますよね。
事務局	まずは、①番と③番をあげて、今言われたところを、もう少し足して、今、近藤委員や関委員が言ってくれたことを足して、①番と③番をあげる形で良いですか。そこから、採択されるかは、県次第でしょうけど、まず、三種町では①番と③番をあげるという形でよろしいでしょうか。

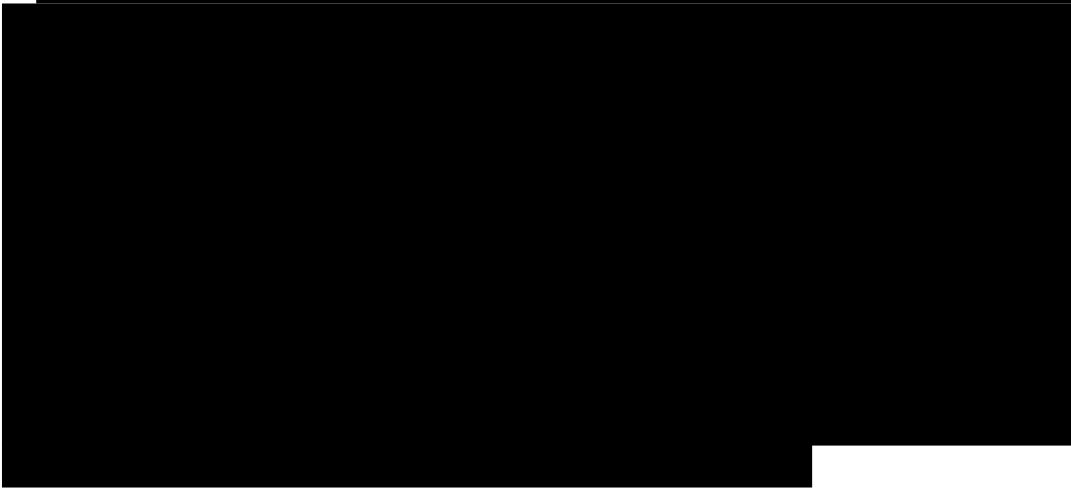
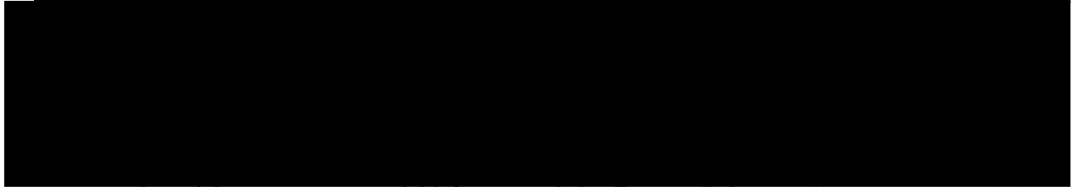
1番 渡部 委員	個人的には、②番と③番が、②番が結局、非常にハードルが今のところ高いんですよ。さっき少し見てあった、田んぼの大きさとかそういうのも、50年も60年も前に構造改善とか、そういうやつで1反歩、大きくて3反歩田で作っておいたのがいっぱいあって、その地区で3反歩以上の田がどのくらいあるとかかそういうので、3反歩以上あれば、整備するものと同じだということで解釈されるようなんですよ。だから、そういうやつで、採択基準を甘くしてほしいなと、あとは、高収益作物も秋田県で決めたものがほとんどで、その土地に合わないものがいっぱいあるし、実際は輸入大豆と国産大豆だと単価というか、価値も違うので大豆とかそういうものも高収益作物として同等に扱ってほしいなという思いもあるので、もしできたら①番と②番を合作してほしいなと思います。
事務局	そうすれば、①番と②番を合体させて、もう少し農業をやっている若い人を救えるようにと入れて、で③番と、というところで、①番と②番を足して1つというところと、農業生産資材等高等対策と2つあげたいと思います。ありがとうございます。
3番 檜森 委員	それこそ、基盤整備やる事業もあるので、②番も相当大事だと思うので、代理いったとおりにお願いしたい。私たちの地区も今、270町歩という計画あがってきて、このハードルあれば無理だと、向かうのを控える人もいます。稲作単作であれば向かう人もいるので大事だと思います。よろしくお願いします。
1番 渡部 委員	③番のタイトルですけども、資材高騰対策と書いていますけども、これがいいのか、去年、米の値段いくらだったのかという話したときに、それはそれで良かったのではないかという話もあったので、例えば、米価の最低限のところなんぼくらいという感じで持って行った方なんとなく良いのではないかなという気がするんですけどもどうでしょうか。
6番 関 委員	結局、入ってくるお金がすごい大事で、出ていくところも大事なんだけど、そこを何とか、みんな頭使って知恵使って、抑えるとか抑えたり、機械我慢したり、肥料少し我慢したりとあるので、入ってくるお金さえ分かれば、もしかしたら上手くいくかもしれないと思っている。
5番 相澤 委員	この前、組合関係の人が来てましたけども、田中さんから良い意見出ていて、米の値段ははっきりさせてほしいと言っていましたね。そういう要望は大事だと思います。
事務局	そうしましたら、米価も不安定だということも入れてと行きたいですが、タイトルに米価を入れるとなるとなかなか難しいので中に入れるという形で良いですかね。

5番 相澤 委員	局長も、内容に米価の低迷について入れてますよね。
1番 渡部 委員	前年度の米価を下回らないみたいな感じでもいいのかなと思います。
事務局	それらも入れて作成してみます。
議 長	他にありますか。 事務局
事務局	今日、机のところに8月27日の農業委員会地区別研修会の出席者名簿ということであげておりますので、2枚目の方見ていただきますと、当日は8月27日12時に三種町役場前から、大型バスで出発したいと思いますので、今日、何名か当日都合悪くなったということで、欠席の連絡もいただいておりますが、当日、バスで行く関係上、もし欠席等の変更がありましたら、事務局まで連絡いただけますようお願いいたします。
議 長	途中で、昼食とかは無いですか。
事務局	はい。今回は、昼食は、各自食べていただいてまっすぐ向かいたいと思います。帰り、二ツ井の道の駅でトイレ休憩を取り、帰りしたいと思います。高速道路が8月28日まで閉まっていたり、開いていたりしているみたいで、当日開いているのか閉まっているのか、日によって開いてたり、閉まったりすると連絡いただいておりますので、まず、行くときはまっすぐ行きたいなと思っております。帰りは寄り道したいと思っております。もし、欠席としていたけども行けるという方がいましたら、まだバスに余裕がありますので、行けるようになった方も連絡いただければ、まだいけますのでよろしくお願いします。 続いて、今年度の「農地パトロールの実施計画(案)」につきまして、お手元の「令和8年度 農地パトロールの実施計画(案)」に関するご相談について」という資料を基にご相談させていただきます。本日の内容はあくまで「案」となっております。本日のお話を聞いていただいて、ご意見やご要望などがありましたら、9月の総会までに、ご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。 それでは、資料の項目に沿ってご説明いたします。 1. 実施日時(予定)期日は、令和8年10月20日(火)から22日(木)までの3日間、予備日として23日(金)を予定しております。時間は午前中の半日となります。2. 班編成についてです。今年度の班編成につきましては、お配りしている【別紙】のとおり予定しております。後ほどご確認をお願いいたします。3. 確認

予定地についてです。農林課による転作確認後のリストが9月頃に完成する予定となっているため、現時点で筆数等は未定です。確認予定地につきましては、リスト完成後、9月開催の総会にて改めてご提示したいと考えております。

4. パトロール車両(借上)のご協力についてです。当日の移動手段として、車両の借上についてお願いとご相談がございました。まず、班ごとの車両決定についてです。各班のメンバー内でご相談いただき、班の中から車を出していただく方を決めていただきますようお願いいたします。効率的な巡回のため、軽ワゴン車等をお持ちの方にはぜひ積極的にご協力いただけますと大変助かります。また、昨年お車を出していただいた皆様におかれましても、もしよろしければ今年度も引き続きお願いできますと幸いです。車出しのご相談のタイミングとご報告についてです。この車出しのお願いにつきましては、本日の総会終了後にその場で各班、ご相談いただいて決めていただいても結構ですし、一度お持ち帰りいただき、後日改めてご相談いただく形でもどちらでも大丈夫です。各班で車両をご提供いただける方(車を出す人)が決まりましたら、【別紙】に車両提供者のご指名をご記入いただき事務局へご提出いただくか、お電話等でご連絡くださいようお願いいたします。次に、班内に車両がない場合の対応についてです。もし班の中でどうしても車を出せる方がいらっしゃらない場合は、事務局の方で2台ほど車両を確保しておりますので、そちらを充てて補います。なお、車両をご提供いただいた場合の借上料金は、半日につき、2,500円となります。最後に、欠席等のご連絡についてです。もし、提示している日程等が合わず、パトロールに参加できない日がある場合は、お手数ですが、農業委員会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

あわせて、今後の流れですが、本日はあくまで「案」としての協議となり、確認予定地の決定などは来月(9月)の総会で行います。実際の回り方などを決める事前協議は10月の総会終了後に行う予定で進めてまいります。説明は以上となります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

	
議 長 14番 田中 委員	14番。  
議 長 5番 相澤 委員	5番。  

事務局	
3番 檜森 委員	
事務局	

3番 檜森 委員	
事務局	
3番 檜森 委員	
事務局	
3番 檜森 委員	
事務局	
5番 相澤 委員	
3番 檜森 委員	

	
議 長	他にありますか。 事務局。
事務局	すみません、この後に一部の、5名だけが対象になるんですけども、農業者年金の加入推進特別研修会について該当する方5名だけ開催要項を配っていますけども、9月3日に秋田市の方で行われますけども、詳しくは、またお盆明けに連絡取りたいと思っています。ただ、今週、来週あたりにこの日都合悪いと連絡いただければ、都合悪い方だけ事前に連絡いただければ。後日、連絡無い方には再度、交通手段等を連絡しますので、日程だけ確認していただければ幸いです。以上です。
議 長	他にありますか。
議 長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、令和8年度第6回総会は、9月10日(木)、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
議 長	それでは、次回の総会は、9月10日(木)午後1時30分とします。 以上をもちまして、令和8年度 第5回 三種町農業委員会総会を閉会します。 ご苦勞様でした。

上記会議の次第を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令8年8月10日

三種町農業委員会会長

豊田 實

議事録署名委員 19番

佐藤 久

議事録署名委員 20番

児玉 校也